

【主な質疑項目】

1. コメの過剰在庫対策
2. コメの需給対策と戸別所得補償制度
3. 集荷円滑化対策の扱い
4. 備蓄水準

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。

八月四日の日に予算委員会で山田大臣とは質疑をさせていただきました。しかし、それ以降もう一か月たつわけで、作物は育つわけでありまして、とりわけ米はもう既に収穫しているところもあります。全国の生産者は本当に米価水準がこの過剰下の中でどんなふうに推移するのか大変心配しているわけであります。

今、主濱委員の質問に対しまして大臣は、過剰対策は何としても取れないというふうにおっしゃったわけでありまして、私は到底納得がいかないし、全国の生産者もそれには納得がいかないという怒りの声が出てこようかというふうに思います。本日は、大臣、率直に意見交換をさせていただきたい、こんなふうをお願いします。

また、本当に久しぶりに委員会にこうして出てまいりますと、これだけ全体として委員がそろいますと、それこそ数の力というのは物すごくでかいなというふうに思うわけでありまして、大臣、今後ともこの農林水産委員会で大事なことを質疑して審議していくわけですから、是非精力的な審議をお願いしたいというふうに思います。

いずれにしても、今回、閉会中審査をこの時期にちゃんとやれたということについては、民主党の一川筆頭理事それから委員長に対しまして御礼を申し上げるところであります。

さて、大臣は八月四日の予算委員会のときに、そもそも去年の在庫がもう多かったんだと、五十一万トン多かったんだということで、いかにも前政権のときの責任と言われかねないような言い方をされていたわけでありまして。

確かに一昨年来、御案内のとおり穀物の価格が高騰して、麦も高騰しました。ですから、その分だけ米の需要が増えたものですから、そういう面でもっと米の需要は増えるという見通しもあって少し甘めの生産数量目標を設定してきた

経緯があるんじゃないかということは、私もそう思います。

ところが、大臣、前政権の結果だというふうにおっしゃったように聞こえたわけでありましてけれども、昨年十一月に決められました、大臣が副大臣のときにお決めになりました生産数量目標、二十二年の生産数量目標も実は甘かったというふうに言わざるを得ないわけでありまして。

この点についての、大臣、事実と認識はいかがですか、お聞きします。

○国務大臣（山田正彦君）

私が副大臣のときに決めた今年の二十二年産の生産数量目標については、当時、私の記憶では、需要と供給との過去の指数というか、それをトレンドしていったグラフの、そのそのまま落ち着く先で、ここで、じゃ、今年この数量に決めようという形で八百何万トンだったか、そういう形で決めさせていただいたという経緯がありまして、殊更に、例えば米の場合には作柄が九〇になったり一〇〇になったりしますので、意図的に、在庫量がすごく多いから、本当は昨年の私が副大臣のときに生産数量目標をもっと下げればよかったんじゃないかという山田委員の趣旨かもしれませんけれども、在庫量そのものもずっと見ていきますと、全体の量としては二百万トン前後から最近では百八十万トン前後とか大体その辺の推移で、在庫量から見ても二十二年産の生産数量目標はそんなに多かったり少なかったりしなかったんじゃないかと、そう思っておりますが。

○山田俊男君

大臣、大臣は、一昨年の在庫に比べて昨年の在庫がもう既に五十一万トン多かったんだというふうにちゃんとおっしゃっているんです。だから、在庫は一昨年、昨年、持ち越してきているんですよ、多めに。その上で生産数量目標を昨年決めるわけですから、当然そういうこともひっくるめて、そして需要見通しに沿ったしっかりした生産数量目標を決定していくべきじゃないですか。

ところで、二十二年産の今の全体としての需要の動向を見ますと、生産数量目標八百十三万トンに対して需要はそれよりもおよそ八万トンぐらい減るという見通しにならざるを得ないんです。もはやそこで八万トンの在庫が出ているわけじゃないですか。

さらに、二十一年産米については、二十年産米の在庫が残っていたということもあって、二十一年産米については三十五万トンほどこのままでいくと十月末には売れ残るんじゃないかと、こういう見通しであります。

大臣は先ほど、今年の作柄についてはほぼ平年作だというふうにおっしゃっ

ておられる。まだ分かりません。言うところによれば、一ポイント、二ポイント上がるんじゃないかと。一ポイント、二ポイント上がったって、八万トンないしは十六万トンの出回りが出てくるんですよ。トータルで見ても、それこそ五十万トンほど出回りが多くなる、需要に対しても、在庫に対しても。こうなりますと、必ず米価は下がっていくことになるわけです。

一体、大臣、改めて聞きますけど、この過剰だ、過剰在庫だという認識が大臣の中にはあるのかどうかと、それを聞きたいと思います。

○国務大臣（山田正彦君）

過剰在庫であるかどうかというか、過去のをずっと見ていますと、大体まあ六月の統計でいくと百八十万から二百万トンを超える在庫が普通ですから、そういう意味でどこを過剰と言うのか。僕は五十万トンというのを過剰だと言ったわけじゃないんで、今年の六万トンが、去年に比べれば今年の六万トンが過剰とは言えないんじゃないかと答弁したつもりだったんですが、五十万トンそのものを過剰だと言ったつもりじゃなかったんです。

いずれにしても、山田委員が、今年には在庫が三十五万トンぐらいあるじゃないか、これをどうしてくれるんだと、さらに豊作になったらもっと増えるじゃないかと。じゃ前の前の年、じゃその前の年というふうになっていきますと、やはりその都度いろんな過剰とか、過剰と言えるかどうか分かりませんが、それなりの在庫の推移はあるものだと思っております、その中で当然、今回もいろんな意味で、最終的な作柄は見てみなきゃいけません、価格等にもやはり反映していくものではないかと思っております。

○山田俊男君

大臣、確かに在庫は変動するんですよ、間違いなく、大臣おっしゃるように。そして、過剰の場合もあれば、それから不足の場合もあるという事実の繰り返しであります。その過剰在庫を、苦勞して苦勞しながら、様々な手だてを講じながら解消する努力を、それこそ、国の努力もありますが、生産者自らの努力も、さらに集荷団体、販売団体の努力も含めてその対策を取ってきているんじゃないんですか。大臣は今度は一切やらないと一等最初からそれを明言されているから、これは大変なことになりますよと、大臣、こう私は申し上げているんです。

大臣、大臣は、八月四日の予算委員会のおきもそうでした。だって、大臣、あのときは戸別所得補償にこうして取り組んだと、そして、ちゃんと生産数量目標の達成に取り組めばメリットがあると、そのためにその制度へ加入する者

が増えてきている、こうおっしゃっている。私も否定しません。確かに、今度の戸別所得補償の取組の中で多くの加入があった。農業者並びに農業団体の大変な努力も、私は、大臣、あったと思うんです。ちゃんと認めてもらわなきゃいかぬのですが、あったんです。その取組の中で進んできた。

ところが、進んだんだけど、大臣、まだ四万ヘクタール程度過剰作付けがあるというふうに言われている。それ、トータルで計算してみると二十万トンですよ。その米が表へ出てくるんだから、どうします、大臣。これはどんなふうにお考えになります。

○国務大臣（山田正彦君）

それは昨年も同じことでして、昨年は五万ヘクタール過剰作付けがあったんです。今年は一万ヘクタール過剰作付けだけでも少なくなっていますから、五万トンは市場に出回る量が去年より減っているということなんです、これは。それだけ、二十二年産は五万トン分は需給が締まるということなんです。実際に作柄を見てみなきゃどうなっていくか分かりませんよ、それはね。

確かに、今回、戸別所得補償はペナルティーを廃止したのに百三十二万戸入っていただけたのは、農業団体の皆さん方が一生懸命やってくれたおかげ、いろんな方々がやってくれたおかげ、そして、今までもいろんな集荷団体、農業団体等が米価の安定について非常に努力されてきたということも私もよく承知しております、それは。

ところが、我々、政権交代して、今回はその生産者に対して直接支払をする、生産者の生産費の岩盤部分をこれから十年も二十年、安心して米作りができるように、いわゆるきちんと所得補償していきますよと、その代わり生産数量目標に従って作ってくださいという政策ですから、戸別所得補償制度ですから、それを是非御理解いただいて、価格の変動がどうなっていくかはそのときの作柄でやむを得ないものだと、そう考えております。

○山田俊男君

大臣、それじゃお聞きしますけれども、大臣、戸別所得補償を一生懸命やりましょう。一生懸命にやって、そして、それじゃこの四万ヘクタールの過剰作付け、今後とも、来年解消できますか、再来年解消できますか、三年後に解消できますか。大臣、現実を見てくださいよ。

近くにいて、そして小規模の農家で、大変水の多い湿田地帯でやっぱり米どうしても作りたいということだったら米作る、制度に加わらないで米作ることはいかにあり得るわけでしょう。大いにあり得るんですよ。しかし、一方で、

ちゃんと制度に乗かって取り組もうという多くの、圧倒的多くの農業者の努力はあるんです。どうしてもやはり過剰作付けは出てきます。

とすると、この過剰作付け部分について手を打たない限り、毎年過剰になって出てくるんですよ。その事実を、大臣、ちゃんと認めなきゃ駄目なんです。

ところで、大臣、昨年十二月に、私は総理に対しまして質問主意書をやりました。そして、過剰米対策について質問をしたんです、資料を出しています。そのときの質問主意書の答弁は、「過剰米が生じた場合には、その販売分は、当該販売農家の利益となるものであり、当該販売農家において、様々な用途に適切に販売を行うことが重要であると考えている。」、大臣、こういう答弁書でありました。総理が答弁したといったって、大臣がお書きになったか農林水産省のだれかが書いた、閣議で決定していただいた内容のものであります。

ところで、こうなってくると、過剰になって出てきたのはどうぞ自由に売ってくださいという話でしょう、そうでしょう。そうしたときに、生産数量目標に従って努力しているにもかかわらず上回る部分があってその部分が世の中に出てくる、米価下がるのは当たり前じゃないですか。この事実をどんなふうに見え止められますか。

○国務大臣（山田正彦君）

今までは五万ヘクタールもそういう過剰米があったんです、自民党政権下において。それで、二十五万トンそういう米が出ていたんです。ところが、今回はそれが、ペナルティーを廃止したにかかわらず一万ヘクタール減って五万トン減ったんです。今年、戸別所得補償に入った方がメリットだと、あるいは水田においては、麦、大豆を作れないところは米粉とか飼料米を作った方がメリットだと、そう思ったときに、私は、今年の価格は仮に下がったとしたら、やはり戸別所得補償に入らざるを得ないという過剰米農家が格段に増える可能性は出てくると。あるいは、今でも既にそういうお話も聞いているところはあるんですが、来年は戸別所得補償に入ってくれる農家も今の過剰米の中で出てくるんではなからうか。

それともう一つ、今回この戸別所得補償制度で集落は千五百ぐらい増えました。いわゆる四十戸ぐらいの集落、まあ三反とか、三十アールとか四十アールとかわずかな田んぼしか作っていないところも、みんなで集落でやれば、いわゆる販売農家として十アールを引けばいいですよということは効果を奏したと思うんですが、そういった意味で、小さな農家も集落営農としてどんどんこの戸別所得補償制度に参加していただけないか。そうなっていけば、ペナルティーを課していったり特別に税金を使って過剰米対策をやらなくても、

戸別所得補償制度の中でともあれ生産者に直接支払をし、生産費をちゃんと補償することによって米の需給制度の安定は保たれていくであろうと、そう考えているところです。

○山田俊男君

大臣、やっぱり大臣はきれいに考え過ぎておられるんだよ。もっとやっぱりこの現実をちゃんと見てもらわなきゃいかぬと思うんです。

現に、大臣、二十一年産米は千円下がっているんです、当初の価格に比べて一年間で、六十キロ。かつ、二十二年産米の価格の交渉がもう始まって、現に値段も決まっています。その際どんな議論がなされているかといったら、下がった分は補てんされる仕組みに戸別所得補償でなっているだろうと、だったら下がったっていいじゃないか、補てんされるからと。こういう議論のやり取りで価格の水準が、千円、千五百円、場合によったら二千円、六十キロ当たり、そういう形での価格の引下げが進んでいるんじゃないんですか。この事実をちゃんと見てみなきゃいかぬ。

大臣、補てんされればいいじゃないかという、補てんされればいいじゃないかといったら、それで財源は用意してありますよといったら、全国の生産者からとってみると、補てんすると言ってきたって、こんな形で下がりて補てんして、元気出ないぞと。補てんしてもらったって、その後の財源はちゃんと準備できる話なのか。だって、そうですよ。世間、財源問題がある、財源問題がある、財政再建だとおっしゃっているわけじゃないですか。その中で、この仕組みは本当に安定した仕組みとしていけるのかという、みんな疑問と不安を持っているんです。

ここにね、大臣、ちゃんと事実を見てどんな手があるかということを考えない限り駄目なんだよ。是非、その件についての見解を聞きたい。私は、ここ、差額補てんの仕組みを少なくともどんな形でか検討し直さない限り、ないしは徹底して検証しない限り、私は戸別所得補償は破綻すると思うんだよ。

○国務大臣（山田正彦君）

山田委員が心配していることはよく分かります。

一つもう一回山田委員にお聞きしておきたいんですが、戸別所得補償があるからそれだけ下げろと。現に、実際に、山田委員、そういう取引の現場であるのは間違いないんですか。

○山田俊男君

あのね、大臣ね、あのね……

○国務大臣（山田正彦君）

具体的にお話しいただけますか。

○山田俊男君

はい、いいですよ。具体的にといったって、あの農協だ、この農協でこの生産者と言うわけにはいきません。いきませんが、現に千円、千五百円引きが前提になって、そして価格交渉が始まっているというふうに具体的な声がちゃんと伝わってきている。

だから、そこは、大臣に言ったら、いやいや、公正取引委員会を通じてちゃんと指導している、集荷団体指導している、買入れ団体指導している。そんな話じゃないんだよ。そんな話じゃなくて、具体的に値段の交渉が始まるわけでしょう。だって、販売価格は、販売基準価格はどこで決まります。相対の価格をベースにして決まることになっているんですよ。だから、相対の価格形成の中で、そういう具体的なやり方が始まっているじゃないですか。

○国務大臣（山田正彦君）

戸別所得補償をやるからその分下げろと相対取引でやっているとしたら、これは明らかに独禁法違反、優越的地位に基づくもので、それは告発しなければならぬ事態です。その事実が明らかであれば、山田委員、是非御連絡いただければと思っております。びしびしとそういったものについての取締りや刑事告発をさせていただきたいと思っております。

同時に、山田委員が言いましたように、過剰米が確かに出れば価格は下がるかもしれない、まだ作柄を見なければどうなるか分かりませんが。確かに、今度の早場米の二十二年産も下がっているのは事実です、それはね。しかし、下がってくれば、そこでどうなるかという、戸別所得補償に参加しなかった、いわゆるそういう商取引をした農家にしてみれば、やはりこれは戸別所得補償に参加しなければ大変だということに必ずなると、私はそう思っております。そういう意味では、ここはきちんとこの制度を堅持していくと、そういう覚悟でおります。

○山田俊男君

大臣ね、差額補てんの仕組みがあるから引き下がって、それで差額補てんしますよという仕組みを内蔵しているものですから、それだったら差額があるん

だろうという議論が販売業者、安く買いたい者の立場としてあるわけ。そして、売りたい、売らなきゃいかぬ生産者やJAからとってみると、過剰在庫を抱えているという環境があるものだから、何とか自分の米を売らなきゃいかぬということの弱点があるから、その中でこういう価格形成がおのずとでき上がっているんですよ。だれとだれとだれだといって、そして独占禁止法で告発できると。全部の状況を告発しなきゃ済まないような話になっちゃうんですよ。

それは告発の問題じゃないんだよ。この戸別所得補償が抱えている課題をどうするかということでない限り、この問題があるんだよ。それともう一つは、どうしても過剰の環境、この環境を、やっぱり押しなべて全部均平にといつたって、そんなこともできないですよ。だけれど、どこかで余っている部分、理由があつて余っている部分について何らかの対策を打つということをやらない限り駄目なんだ。

大臣、それで申し上げますけれども、先ほど、国の責任だけでやれというわけじゃないんだよ。みんな物すごく苦労してきたから、関係者全部、国も苦労した、生産者も苦労した、団体も苦労した、販売業者も苦労した。苦労したからこその何をやったかといったら、豊作分の部分について集荷円滑化対策ということで、生産者が拠出して基金を集めて、百五十億毎年集めて、そして財源を作つて、豊作分については少なくともこの市場から隔離しようという取組を集荷円滑化対策でやってきたんじゃないですか。その集荷円滑化対策をやめたんですよ、農林水産省は。

一体、この大事な仕組み、何でやめたんですか。今こそこの仕組みをちゃんと生かせるチャンスだったんじゃないですか。一体、ここの試行錯誤は絶対に認められない。

○副大臣（篠原孝君）

今、根源のところは山田委員触れておられますので、ちょっとまずその点についてお答えさせていただきたいと思います。

集荷円滑化対策とかいうのは前の政策ではやっていたんですね。それは目的一緒なんです、我々の農業者戸別所得補償も集荷円滑化対策も。それは稲作農家の経営安定です。過剰米が生じたりしたら、それを市場から隔離しなくちゃいけないんだということで国も生産者も一緒になって基金を積み立てておいて緊急対策をしようと、なかなかいい制度だったと私は思います。

しかし、そういう考え方を改めて、そして農業者戸別所得補償というのでやっていますよということにしたわけです。大臣がるるお答えになりましたとおり、我々は、そもそもなかなか経営が立ち行かないでしょうからというこ

とで十アールで一万五千円出すことにしているわけです。それで、なおかつほかの作物も同じようにしているわけですが、米については今までずっとある程度の価格が維持されてきたんだと、だから変動したりした場合は、更にその部分について千三百九十一億円用意して変動部分についても補てんしますよというので、言ってみれば集荷円滑化対策事業は違う形でやっていたわけですが、農業者戸別所得補償の中でも麦や大豆やその他の作物についてはそんなものはないわけですが、米については別格扱いして、言ってみれば一つの激変緩和措置なわけです。そういうことをしているわけですね。

ですから、こういった手厚い制度をちゃんと理解していただいて、そして皆さん参加していただいてやっていただくのが筋ではないかと思えます。それを、我々がつくってそういうふうに行っているのを、変動部分について補てんするからその部分を差引いて、それで米価を下げて、そして取引するなど、私は、これは米価関係者の中でそのことが、そういう人たちがいたとしたら、不届き千万だと私は思いますね。

○山田俊男君

何せ、残念ながら、本当はもうちょっと時間をいただいてこの大事な話をしなきゃいかぬのですが、五十五分までしか時間ありませんのでスピードを上げて大事なところは議論したいというふうに思います。

篠原副大臣のおっしゃる意味を全面的に否定するわけじゃないんだよ。けれども、現に過剰があって、そして値段が下がっていて、この問題について対策がなかったら本当にみんな困っているから、だから集荷円滑化対策という手段があったんじゃないかということを示しているし、現に集荷円滑化対策も、国は七十五億、七十五億を貸し付けていたんだけど、それ百五十億全部、どうしたか知らぬが回収するという話になっちゃって、どこかに金あるはずですね。

ところで、生産者の三百二十一億の金があるんだ、拠出金。三百二十一億の拠出金があるんだから、これらを、国の金と三百二十一億の生産者の拠出金をちゃんと使って適切な対策を今やらなきゃいかぬのじゃないですか、こう申し上げているわけじゃないですか。この問題を戸別所得補償は直ちに解消できないんじゃないですか。そうでしょう。戸別所得補償が解消できるのは、今年の十一月になって来年の生産数量目標を過剰分だけ大きく減らして、そして生産調整、率直に言えば生産調整の拡大をやらざるを得ないわけだ、そうでしょう。それでしか問題は片付かないんですよ。そのことでは本当に大臣一生懸命やられるのなら、大臣一生懸命やられれば余計、この大事な戸別所得補償方式が生

きますか。生きませんよ。破綻しますよ、間違いなく。だから、過剰対策を今ちゃんとやっておかなきゃいかぬのじゃないかというふうに申し上げているんです。

大臣は、そうすると不公平感が生ずるんじゃないかと。不公平感生ずるといったって、今過剰を抱えている東北の多くの各県、大臣は、一部の東北の県が在庫を抱えているだけだと言って、何か一部の東北の県が努力しなかった、努力不足だみたいな言い方で予算委員会に答弁されていたんで、私はあえて申し上げるわけでありましてけれど、御案内のとおり、東北の各県は米の生産が、収穫が二、三か月遅れますよ。かつ、市場は東京や大阪にあるわけだから遠い、そして遠距離だ。どうしても時期が遅れるんです。関東近辺はぱっと売ってきます。売れます、自分でも売れます。だけれど、東北各県はどうしてもそうした取組にせざるを得ない。しかし、東北各県は全国の主要な米の生産地であり、国民の主食たる米を賄う大事な大事な産地じゃないですか。とすると、生産数量目標を配ってしか解決しないとなったら、これ来年の秋まで、米の収穫終わるまでこの過剰のままずっと我慢しなきゃいかぬのだよ。これでは駄目じゃないですか。制度を維持できないですよ。だから、申し上げているんです。

是非、大臣、是非このことをちゃんと念頭に置いてもらいたい。

○国務大臣（山田正彦君）

山田委員のおっしゃることはよく分かるんですけども、いわゆるこの戸別所得補償制度そのものの本来の趣旨からしても、ここは本当に過剰米対策をやらずに、もし下がるんなら、もし幾らかでも下がれば、多分戸別所得補償制度に来年は過剰米の人がほとんど参加できるようになっていただければ、まさに需給がバランスが取れていって財政の負担も逆に少なくなっていくと、私はそう考えておりました、今年はその旨、過剰米対策は一切やらないと、ということをはっきり申し上げさせていただきます。

○山田俊男君

委員長ね、委員長、全く納得できない。こういう形で一切やらないということだけを前提にして議論を進められちゃかなわないですよ。納得できない。検討の余地がないんだ、事実を認識しているのかと、そう言わざるを得ないじゃないですか。そんなの駄目ですよ、そんなもの。できないことを前提にしておっしゃっているんだもの。

○委員長（小川敏夫君）

でも、やらないという方針でまず説明されているわけですから、もっと具体的に御質問いただければと思いますが。

○山田俊男君

大臣、話変えますけど、大臣、大臣は立派な著作がおありなんです。この、「輸入食品に日本は潰される」と、二〇〇三年の本です。読ませていただきました。前にも読んだんですが、立派な本です。そこで、備蓄量の目安と備蓄コストはどうなるのかと、備蓄のことを触れておられる。大臣、三百万トン備蓄は必要だというふうにおっしゃった上で、更にこれを飼料やその他への転用分として二百万トン備蓄している、合わせて少なくとも五百万トンが適正な備蓄の水準だと考えられると、こう考えている。そして、百七十万トンぐらいの余剰米を政府が買うのは予算的に大丈夫なんだと、十分に金があるんだ、どこからでも金出てくると書いてある。

大臣、今備蓄で検討されていこうとしていること、今余剰米については一切買い入れない、一切手を打たないというふうにおっしゃっていること、大臣がおっしゃっていることと違うじゃないですか。これはどんなふうに弁明されますか。

○国務大臣（山田正彦君）

山田委員に私の著書を読んでいただいて、有り難く思います。

これは二〇〇三年に書いたときの本だと思っておりますが、今二〇一〇年になりまして、その間七年経過しております。私どもも、民主党の中でも、新しい政権になってからも備蓄の問題もいろいろ議論させていただき、戸別所得補償制度という新たな制度の導入に向けて、法案もその間に二回、野党時代も出させていただきました。その中で考え方も徐々に、当時の状況も含めて、今の見解に達してきたというところで御理解いただければと思います。

○山田俊男君

大臣の、日本の農業に対して、日本の米の生産に対して、消費について、流通についての大臣の思いはよく表れていますよ。

その立場からすると、大臣が今極めてかたくなな姿勢で一切過剰対策やらないんだというふうにおっしゃっているのは大臣の本意じゃないように思うんだよ。大臣、需給は怖い、そして物すごく難しい。この問題について着実にやっぱり手を打っていかなきゃいかぬのですよ、冷静に、そして仕組みをつくって、財源も用意して、そういうことでしょう。そのための私は集荷円滑化対策だっ

たんだと思うんです。それを廃止されたわけだから。

だけど、まだ余地があります。この対策を生かす余地があるわけだから、その余地を活用してもらいたい。ましてや、備蓄の在り方について今検討の最中じゃないですか。検討の最中であれば、二十三年度から百万トンの回転備蓄をやるというふうにおっしゃっているんだったら、そういう検討だったら、それじゃ、二十二年度から今の困難な状況の中でそれを前倒し実施するということができてできないわけじゃない。そういう知恵と工夫を今出してやらなかったら生産者は本当にかわいそうだ。

最後に、大臣、言いますけれども、大臣、先ほど来、この質問主意書に関連しても申し上げたし、大臣もおっしゃっているんだけれども、豊作分については、それは売っていってもらったというふうにおっしゃっている。大臣、そして大臣は、値段が下がったって補てんするからいいというふうにおっしゃっている。これ、米をどこへ持っていくのかということになるんだよ。補てんするからいいじゃないかといったって、大臣、補てんする補てんの販売基準価格もだんだん下がってくるんですよ、御案内のとおり。五年のうちの三年取って、その平均価格を補てんするという仕組みなんだから。とすると、値段下がってくるんだから、下がっていくのを五年取ろうが三年取ろうが、下がっていった補てんにしかならない。だから、結局、米価下がっていくんですよ。

そして、今みたいに過剰下の中でずっと下がってきている、下がってきている。下がってきていて、そして自由に売っていいんだという話になったら、あれっ、もしかして大臣のやることは、もしかして農林水産省のやることは、もしかして農林水産省の中でこの原案を考えている、幹部連中なのか担当なのか分からぬ、その連中は基本的には我が国の米を市場競争の中に持っていきこうと、米価下げさせよう、それで構造改革を進めるしかない、そのための手段が戸別所得補償制度なんだとしか見れないじゃないですか。

大臣ね、大臣、このことだけ本当によく考えて、そして、しかるべく在り方考えない限り、ここは、もう本当、全部大臣の責任だというふうには言わざるを得なくなっちゃう。是非考えてほしいと思います。

委員長にそれでお願いするんですが、是非、もう今本当に困っている、大変な時代でありますので、閉会中審査も引き続いてこの議論ができるように措置していただきたい、このことを切にお願いして、私の質問を終わります。

以上